

自治体による新型コロナウイルス感染症に係る 独自施策実施に資する資金確保のための意見書

新型コロナウイルスは日本のみならず世界で猛威を振るい人々の生命のみならず日々の暮らし、経済生活にまで大きな影響を及ぼしている。国や地域によって感染拡大防止の施策は異なるが、ほとんどの国・地域では人の接触を抑えるための移動制限、そしてその誘因となる経済主体の活動制限を行うことで感染拡大防止の取組みが行われている。

日本政府による取り組みとしては、人の移動を制限する「Stay Home」を促すため国民一人当たり10万円を支給する「特別定額給付金」や、人が移動しない、つまり人の消費行動が抑制されることで売上が激減した企業や個人事業主などの事業者に対してコロナ終息後のいち早い経済活動再開を促すための「持続化給付金」、そしてそれら事業所で働く従業員の休業補償としての「雇用調整助成金」などの施策の実施が開始されている。

他方で、地方においても政府施策の不足分を補うために都市部を中心に独自のコロナ対策施策の実施を打ち出す自治体も出てきた。しかし、そのような施策実施の可否は、自治体の財政力によって左右される部分が大きく、同じコロナと闘っているにもかかわらず自治体の違いで、その原資となる支援を受けられる事業者とそうでない事業者が出てくるため、当然これはコロナ終息後の経済活動再開及びその後の経済回復状況の地域間格差として惹起してくるのは明らかで、日本全体として効果的且つスピードを持った円滑な国民経済の回復という視点から見ても大きな問題になってくる。

その意味では、全国すべての自治体が財政力の差に関わりなく、それぞれの自治体が日常的な行政サービスの一環でその状況を良く把握している域内事業者に合わせた独自のコロナ施策を実施するための予算確保が不可欠になって来る。

以上のことを踏まえ、すべての地方自治体が独自に行うコロナ施策実施に資する予算確保のため、各関係機関に対して以下のことを要請する。

1. 日本政府においては令和2年度の第2次補正予算において地方創生臨時交付金の増額を行うこと。
2. 日本銀行においては、コロナに関して自治体独自が行う施策に関して地方債発行に係る直接引き受けを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年5月8日

石 垣 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、金融庁長官
日本銀行総裁